

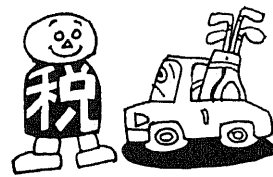
市税改正のお知らせ

昭和五十四年三月三十日、地方税法の一部が改正されたことに伴い、昭和五十四年度の市県民税の所得控除額の引き上げ、自動車税（県税）及び軽自動車税の税率の改正、また固定資産税では評価替えにかかる負担調整措置などがつぎのように改正されました。

○固定資産税

(1) 宅地等Ⅱ評価替えに伴い、昭和五十四年度から昭和五十六年度まで昭和五十一年度と同様の負担調整措置が講ぜられます。

(2) 一般農地Ⅱ(1)と同じなお上昇率一、一五倍以下のものについて、新たな負担調整率



○市県民税の所得控除額

控除の区分	改正	現行
障害者控除	十九万円	十八万円
特別障害者については	二十一万円	二十万円
納税義務者が老年者である場合	十九万円	十八万円
寡婦控除	十九万円	十八万円
納税義務者が寡婦である場合	十九万円	十八万円
勤労学生控除	十九万円	十八万円
納税義務者が勤労学生である場合	十九万円	十八万円
配偶者控除	二十一万円	二十万円
扶養控除	二十万円	十九万円
扶養親族一人につき	二十万円	十九万円
ただし	二十一万円	二十万円
① 配偶者がいないときの一人目	二十一万円	二十万円
② 障害者でない七十才以上の扶養親族は一人につき	二十一万円	二十万円
基礎控除	二十一万円	二十万円

○自動車税（県税）

乗用車	改正	現行
自動車	税率（年額）	税率（年額）
営業用	総排気量が三リットル以下のもの 二万四千円	軸距が三・〇四八メートル以下のもの 二万六千円
	総排気量が三リットルを超え、六リットル以下のもの 二万六千円	軸距が三・〇四八メートルを超えるもの 五万二千円
	総排気量が六リットルを超えるもの 五万二千円	
自家用	総排気量が三リットル以下のもの 七万七千円	軸距が三・〇四八メートル以下のもの 七万円
	総排気量が三リットルを超え、六リットル以下のもの 七万七千円	軸距が三・〇四八メートルを超えるもの 十一万七千円
	総排気量が六リットルを超えるもの 十二万九千円	

(1) 以外の自動車

自動車	改正	現行
乗用車	税率（年額）	税率（年額）
四輪以上の小型自動車	自家用 総排気量が一リットル以下のもの 二万五千五百円	二万三千五百円
	総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 三万円	二万七千五百円
	総排気量が一・五リットルを超えるもの 三万四千五百円	三万五千五百円
トラック	自家用 二万二千円	二万円
バス	営業用 三万六千円	三万四千五百円
	一般乗用車のもの以外のもの 四万二千五百円	三万九千円
	自家用 五千五百円	五千円

○軽自動車税

軽自動車	改正	現行
軽自動車等の区分	改正率（年額）	現行
原動機付自転車	出力が〇・六キロワット以下のもの又は定格出力が〇・五リットルを超え、〇・九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え、〇・八キロワットを超えるもの 千円	千円
軽自動車	総排気量が〇・八キロワットを超えるもの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの 千四百五十円	千三百円
軽自動車	二輪のもの（側車付のものを含む） 二千二百円	二千円
軽自動車及び小型特殊自動車	四輪以上 乗用のもの（自家用） 六千五百円	五千九百円
	貨物用のもの（自家用） 三千六百五十円	三千三百円
	農耕作業用及び刈取脱穀作業用自動車 千四百五十円	千三百円
	その他のもの 四千三百円	三千九百円
二輪の小型自動車	三千六百五十円	三千三百円

※ 軽自動車及び小型特殊自動車（四輪以上のもの）（乗用の営業用、貨物用の営業用）については改正なし。

郵便局からのお知らせ

○進学、就職おめでとうをおたよりで

○誤配達郵便物についてのお願い

郵便物を正確にお届けするよう十分注意していますが、もし、誤って配達された場合にはお手数でも適当な紙に「誤配達」とお書きになりお宅の住所、氏名もお書き添えになり誤配達された郵便物に付箋して最寄りのポストにお入れくださるようお願いいたします。

○フレッシュ社会人は簡易易除でスタート

今年も多数のフレッシュユーマンがそれぞれの新しい職場につかれ社会人としてスタートしました。これからは会社人としてあなた自身が責任をもって社会の厳しい現実に対応していかねばなりません。

簡易保険はみなさんから預りしたお金を地域の学校や道路などの公共施設の建設に運用しております。当市でも以前からお役立させていただいております。

郵便局ではヤングのみなさんにピッタリの保険を揃えてお待ちいたしておりますのでぜひご利用ください。

○都留市の郵便番号は全地域が「四〇二」番です